

第70回中国地区保育研究大会

開催要綱

1. 主題

「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」をめざして

2. 趣旨

令和5年度に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が設置され、国では「こどもまんなか社会」を実現すべくさまざまな施策が進められ、令和6年度には改正児童福祉法が施行されるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は変化し続けています。

また「こども誰でも通園制度」の本格実施も近づき、地域の子育て家庭への支援について、保育所・認定こども園等に求められる役割や期待は大きくなっています。

その一方で、急速な人口減少と過疎化による定員割れや保育人材不足などにより、経営・運営が困難な保育施設が増えています。

このように保育現場をめぐる課題はますます多岐にわたり顕著になっているからこそ、私たち保育・子育て支援関係者は、子どもの日々の安全・安心を守ることはもちろん、保育の社会的な意義・役割をあらためて確認する必要があると考えます。

本大会はこの度節目の70回となります。これまで培ってきた保育の営みの大切さを広くアピールするとともに、すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現をめざして開催します。

3. 主催

鳥取県子ども家庭育み協会、島根県保育協議会、岡山県保育協議会、広島市保育連盟

山口県保育協会、広島県保育連盟連合会

岡山県保育協議会保育会、広島市保育士会、広島県保育連盟連合会保育士会

4. 主管

広島県保育連盟連合会

5. 後援（予定）

こども家庭庁、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会/全国保育士会

広島県、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、社会福祉法人中国新聞社会事業団

社会福祉法人広島県共同募金会

6. 期日

令和7年7月29日(火)～30日(水)

7. 会 場

ANAクラウンプラザホテル広島

〒730-0037 広島市中区中町 7-20 TEL : 082-241-1111

8. 参加者

鳥取県・島根県・岡山県・広島市・山口県・広島県保育関係者 約 620 名

9. 参加費

参加者 1名につき 会員 8,000 円
会員外 15,000 円

10. 日 程

		12:15	13:00	14:10	30	16:30
第1日目 7/29(火)	受付	開会式 行政説明	休憩 移動		分科会	
		9:30 10:00		11:30	45	
第2日目 7/30(水)	受付	記念講演	閉会式			

11. 内 容

(1) 行政説明

子ども家庭庁 成育局 保育政策課

(2) 分科会

【分科会テーマ】

第1分科会 : 新たな時代の保育実践 ~すべての子どもにむけて~

子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性（の認定）」に基づいて、保育が提供されます。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとの子ども・子育て支援法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づ

けをあわせ持つ新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。

保育所は、これまで保育所保育指針に基づき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。認定こども園では、保育所保育指針を踏まえた「認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育が展開されます。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

第2分科会　：　家庭や地域との連携による食育の推進

乳幼児期において「食事」は、生きる力の基礎を育むうえで非常に大切なものです。しかし、子どもや保護者を取り巻く「食」の状況は、ある意味では豊かになりましたが、「利便性」と引き替えに、日本の伝統的な食文化の継承や食を通じた経験が非常に少なくなっています。

また、「食」が生涯において健康な体をつくる基礎を培うのもこの乳幼児期であり、特に野菜摂取不足は課題にも挙げられています。だからこそ園と家庭と協働した食育推進が必要だと考えます。

本テーマでは、野菜に特化した、保育園・認定こども園での食育の実践、保護者・家庭を巻き込んだ食育の実践について研究を深めます。

第3分科会　：　保育の社会化に向けて ～保育の営みをいかに社会に発信するか～

少子化や核家族化がすすむなか、社会における人と人、とくに子どもとおとながつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心低下につながっています。こうしたなか、子育て家庭や保育関係者にかぎらず、すべての人が子どもや子育てに関心をもつ取り組みが、安心して子供を産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて、研究を深めます。

第4分科会　：　子どもの発達から見る「10の姿」の保育実践

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿は、6年間の保育実践の積み重ねの中で、望ましい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿です。

資質・能力は一人ひとり個性的なもので、それが発現した姿もその子の姿です。子どもの未来を見通した豊かな保育内容と継続的な保育実践の積み重ねを学びます。

※ 第4分科会は広島県指定保育士等キャリアアップ研修（幼児教育分野2時間）として開催いたします。本分科会を受講される皆さまは、広島県保育連盟連合会ホームページからの参加申込手続きが別途必要になります。手続き方法等につきましては、第4分科会参加決定者に後日メールでご案内いたします。

広島県保育連盟連合会では、中国地区保育協議会に所属する団体（広島県保育連盟連合会を除く）からの申請に基づき、その団体のある県に対し、「処遇改善等加算Ⅱにかかる認定研修実施主体」の申請を行っています。

当該県が「処遇改善等加算Ⅱにかかる認定研修実施主体」として、広島県保育連盟連合会を認定した県にある「認定こども園」においては、本大会第4分科会を受講した時間を、認定研修の修了すべき研修時間の中に積算することができます。各団体の認定状況については広島県保育連盟連合会（TEL:082-221-1563／E-Mail:info@kenhoren.jp）に直接お問い合わせください。この取り扱いは、「認定こども園に限り」対象となります。

【分科会構成】

分科会テーマ	助言者等	司会 提案	全国 提案
1. 新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～	島根大学大学院教育学研究科 特任教授 原 広治 氏	島根県	○
2. 家庭や地域との連携による 食育の推進	中国学園大学現代生活学部 教授 小野 尚美 氏	岡山県	—
3. 保育の社会化に向けて ～保育の営みをいかに 社会に発信するか～	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授 中坪 史典 氏	広島市	○
4. 子どもの発達から見る 「10の姿」の保育実践	大阪総合保育大学 学長・教授 大方 美香 氏	広島県	—

※第4分科会は、広島県指定保育士等キャリアアップ研修として開催

(3)記念講演

演題 「太鼓日月～あしたの太鼓打ち～」

講師 太鼓奏者、作曲家
／英哲風雲の会主宰 林 英哲 氏



【講師紹介】

11年間のグループ活動の後、1982年にソロ活動を開始。
初の和太鼓ソリストとして、太鼓の独奏法や舞台作品の創作や演出、
前例のない“太鼓音楽”的表現を築き、国内外で活躍。欧米を含む
48カ国で公演。ベルリン・フィルなど国内外の著名なアーティストや
オーケストラと多く共演し、「英哲風雲の会」と数多のコンサートツアーや

行う。パリの「ジャポニスム 2018」、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会主催「東京 2020 NIPPON フェスティバル」に参加。1997 年芸術選奨文部大臣賞、2001 年日本伝統文化振興賞、2017 年松尾芸能賞大賞、2021 年 JTS 山本邦山記念賞、2022 年福岡アジア文化賞大賞、旭日小綬章を受賞（受章）。2021 年に演奏活動 50 周年、翌 22 年に独奏 40 周年を迎えた。

※演奏はございません

(4) 参加及び宿泊等の申込みについて

参加および宿泊等の希望者は、申込サイトにて、6月20日(金)までに、名鉄観光サービス株式会社広島支店「第 70 回中国地区保育研究大会」係へお申し込みください。分科会の参加については、参加者の希望をもとに決定しますが、会場の収容人数等の状況によっては調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 個人情報の取り扱い

参加申込みおよびレジュメ等に記載された個人情報は、本大会の運営・管理の目的に限って使用します。また、本大会の申込み受付等に関する業務を名鉄観光サービス株式会社広島支店に委託し、実施するため、宿泊手配等のサービス提供を目的として共有します。

(6) 事故防止および公衆衛生のための措置

来場者に有事の際の避難経路を確認いただき、体調のすぐれない方の来場を控えていただく等の事故防止および公衆衛生のための措置を講じます。

(7) 大会事務局

広島県保育連盟連合会

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県健康福祉局安心保育推進課内
TEL : 082-221-1563 FAX : 082-207-0667

(8) 参加および宿泊申込み先

名鉄観光サービス株式会社広島支店「第 70 回中国地区保育研究大会」係

〒732-0827 広島市南区稲荷町 2-16 (広島稲荷町第一生命ビルディング 9 階)
TEL : 082-263-2282 FAX : 082-263-2284

第70回中国地区保育研究大会

大会参加・ご宿泊・ご夕食のご案内

ご挨拶

拝啓 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「第70回中国地区保育研究大会」が広島県におきまして開催されることを心より、お慶び申し上げます。大会に関する受付・宿泊などの手配業務を弊社にてお取り扱いさせていただきましたことになりました。社員一同、皆様にご満足いただけるよう、誠心誠意努めさせていただきます。

つきましては、大会参加等に関する方法を下記の通りご案内申し上げますので、お早めにお申し込み頂きますようお願いいたします。

皆様のご参加を心よりお待ち申し上げます。

敬 具

名鉄観光サービス(株) 広島支店
支店長 朝野 比呂司

記

■日時・会場のご案内

【日 時】 令和7年7月29日(火) ・ 30日(水)

【全体会・分科会場】 ANAクラウンプラザホテル広島

(〒 730-0037 広島市中区中町7-20 TEL: 082-241-1111)

■大会日程

12:15 13:00 14:10 14:30 16:30

第1日目 7/29(火)	受付	開会式 行政説明	休憩 移動	分科会
-----------------	----	-------------	----------	-----

9:30 10:00 11:30 11:45

第2日目 7/30(水)	受付	記念講演	閉会式
-----------------	----	------	-----

大会参加費(旅行契約には該当しません。)

**【参加費：参加者1名につき】会員 8,000 円／会員外 15,000 円
(事前申込をお願いいたします。)**

※大会参加費は大会本部からの依頼に基づき名鉄観光サービス(株)が代行収受するものです。

※分科会は大会開催要項に記載の一覧からご選択願います。(分科会1～4)

※申込後(入金済)の大会参加費の返金はございません。

交通のご案内

★ 全体会・分科会会場へは、

【路面電車で】

広島駅南口 路面電車乗り場より「1番電車・広島港行（紙屋町経由）」で約20分
袋町電停下車 徒歩1分(運賃240円)

【市内バスで】

1.広島市都心循環バス「エキまちループ」利用

広島駅南口1番乗り場から左回り「101」に乗車、白神社前下車徒歩1分(10分間隔)(運賃240円)

2.路線バス利用

広島駅南口より15分。袋町バス停下車 徒歩1分(運賃 240円)

観音新町三丁目／観音マリーナホップ方面・・・4番のりば3号線

御幸通り/ベイシティ宇品方面…5番のりば 21-1 21-2号線

宿泊のご案内(名鉄観光サービス(株)の募集型企画旅行です。)

【宿泊設定日】 令和7年7月28日(月・前泊)/ 7月29日(火・当泊)

★ お部屋タイプはシングルタイプのお部屋となっています。

★ 旅行代金(宿泊費)は、お一人様1泊朝食付き(サービス料込、税込)となります。

　ホテルの朝食が不要の場合でも払戻しは出来ませんのでご了承ください。

★ お申込み順にてご予約させて頂きます。各ホテルともに数に限りがございます。

　お申込み順にて満室になった場合は、別のホテルにご案内させていただく場合がございます。

★ ご宿泊ホテル一覧表にある申込記号をご入力ください。

★ 夕食は含まれておりません。

★ コンフォートホテル広島大手町に関しては、朝食無料付となっております。

★ 最少催行人員・・・1名、添乗員同行はございません。

ご宿泊ホテル一覧表 宿泊期間:令和7年7月28日～29日

ホテル名	申込番号	部屋 タイプ	食事条件	旅行代金 (税込)	交通案内
					大会 会場まで
ANAクラウンプラザホテル広島	1	シングル	1泊朝食	¥15,400	徒歩 0分
三井ガーデンホテル広島	2	シングル	1泊朝食	¥14,850	徒歩 2分
ホテル法華クラブ広島	3	シングル	1泊朝食	¥11,000	徒歩 2分
ホテルエスプル広島平和公園	4	シングル	1泊朝食	¥11,550	徒歩 4分
ホテル呉竹荘広島大手町	5	シングル	1泊朝食	¥12,650	徒歩 7分
コンフォートホテル広島大手町	6	シングル	1泊朝食	¥11,000	徒歩 7分
オリエンタルホテル広島	7	シングル	1泊朝食	¥11,000	徒歩 10分

◎ 設定日以外の宿泊をご希望の方や、他の施設の方と同じホテルを希望される場合など、
申込についての要望はその旨を、WEB申込サイトの備考欄にご入力ください。



ご夕食会場のご案内

【設定日】 令和7年7月29日(火) 18:00 ~ 20:00

★ 広島市内の夕食会場をご用意しております。お好みのお店をお申し込み下さい。

★ 当日の追加申込は出来ませんのでご了承ください。事前予約となります。

★ 表示料金は、セットメニューの料金です。飲物代・追加料理代は直接お支払い下さい。

★ 予約で満席の場合はご了承ください。

★ お店までは、各自の移動手段でお願いします。

申込番号 ① (定員 40名) 【 芸州本店 】	申込番号 ② (定員 40名) 【 広島お好み村 】	申込番号 ③ (定員 90名) 【 フリュティエ 】	申込番号 ④ (定員 40名) 【 桃李 】
瀬戸内会席料理  お一人様： ¥7,000 (会席料理)	お好み焼/デザート/1本付  お一人様： ¥3,850 (広島名物)	[ANAクラウンプラザホテル広島]内 季節のメニュー/飲み放題付  ※画像はイメージです。 お一人様： ¥7,500 (ビュッフェ)	[ANAクラウンプラザホテル広島]内 季節のメニュー  ※画像はイメージです。 お一人様： ¥6,500 (中華料理)



参加申込方法

- ① 参加希望者は、「大会参加・ご宿泊・夕食のご案内」をご参考のうえ、「大会専用WEB申込サイト」へお入りいただき、必要事項を入力のうえ、お申込みください。
- ② お申し込み後自動送信される「申込完了メール」をご確認のうえ、指定口座に期日までに入金してください。参加費等の振込に係る振込手数料は、申込者にて負担してください。
- ③ 参加券の発行につきまして、メールにてご案内いたします。各自ダウンロード・印刷していただき、当日ご持参下さい。
- ④ 原則として、参加費納入後の返金はいたしませんので、ご了承願います。宿泊・夕食・下記規定の取消料、手数料を差引いた金額にて返金いたします。
- ⑤ 欠席の場合は、参加確認書と引換えに資料を送付いたしますので、大会終了後直接、広島県保育連盟連合会へ参加確認書を送付してください。

2次元バーコード

申込締切日： **6月20日(金)**

本セミナー専用WEBサイト

<http://www.mwt-mice.com/events/hoiku-hiroshima2025>



お申込み後の内容変更、取消について

申込締切後の変更・取消は、お早めに専用メールにてご連絡ください。お申込後、お客様の都合により取消になる場合は、下記の取消料がかかりますのでご了承ください。

内容	21日前まで	20~8日前まで	7日~2日前まで	前日	当日	無連絡及び開始後不参加
宿泊・交流会	無料	20%	30%	40%	50%	100%
参加費			ご入金後	100%		

取消の基準日は、メールの通信日を有効といたしますので、必ず書面にてご連絡ください。

また、ご連絡当日の営業時間内に限りますのでご了承ください。弊社の休業日及び営業時間外の場合は、次の日の営業日のお取消としての扱いとなりますのでご注意ください。

取消後の返金は、大会終了後精算させて頂きます。事務整理上多少日数がかかりますので予めご了承ください。

※旅行代金は2025年3月1日時点の情報を基に作成しています。

個人情報の取扱いについて

- ① 大会参加申込に際にご提出いただいた個人情報については参加者との連絡の為に利用します。
- ② 大会参加とあわせて当社募集型企画旅行にお申込の場合は運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等に提供いたします。
- ③ 上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

お申し込み・お問い合わせは下記まで

名鉄観光サービス(株) 広島支店内 「第70回中国地区保育研究大会 係」

〒732-0827 広島県広島市南区稻荷町2-16 (広島稻荷町第一生命ビルディング9階)

TEL: 082-263-2282 FaX: 082-263-2284 E-mail: taikai-hiroshima@mwt.co.jp

営業時間… 10:00 ~ 17:00 (土・日曜日・祝日休業) 担当: 高村 淳一

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なくお尋ねください。

総合旅行業務取扱管理者: 朝野 比呂司

観光庁長官登録第55号・日本旅行業協会

旅行業公正取引協議会会員

旅行企画・実施



ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号。以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にあわせる確認書面(最終日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期
- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通達手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるとこあります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お預り料金(以下「お預り料金」といいます)は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (5) お申し込みの際、お1人につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表の通り旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるとこあります。

- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

3. お申し込み条件

旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健常を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な医療(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨お申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でそれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために調節した特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。

また、旅行の内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただくが、EJNの一部を変更や参加をお勧めする場合があります。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、旅費の使途、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日前にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします)ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日前にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手記内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるとこあります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(ア)航空運賃および船料・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります)
(イ)空港・駅・港・宿泊機関との連絡バス代金等
(ウ)バス代金・ガイド代金・入場料等の報酬代金
(エ)宿泊代金および税・サービス料金
(オ)食事代金および税・サービス料金
(カ)お客様お1人につきスヌーカー等1個の受託手荷物運送料金(お1人15kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なる点で詳しく述べる所におすねください)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送手続を代行するのです。また、一部の空港・駅・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬をしていただく場合があります。

(キ) 団体行動中の心付け

(ク) 準備員が同行するコースの添乗員同行代金

(ケ) その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの

(2) 上記の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

第5項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (ア) 自由集合・解散場所までの交通費・宿泊費等
(イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
(ウ) クリーニング代金・雑費電話料金・ホテルのボーグ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の賛費用、およびこれらに伴う税・サービス料
(エ) 保険料・疾病に関する医療費等
(オ) オプショナルツアー等と称し、現地にて希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(カ) TCCプラン・TCC追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当初の進行計画に含まれない運送サービスの提供その他の当社が開設し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらためめ速やかに当該理由が当社の開設し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権—旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社からの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期限	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日帰り旅行にあっては10日)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後に、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

(3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込書)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が直接の損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときになります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様がひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を受けられたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中断またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 公署の命令、外匯の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自己行動中の事故 (オ) 食中毒 (カ) 盗難
- (オ) 運送機関の遅延・不遜・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地潜在時間の超過

12. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ突然な外來の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に依り、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、隙院見舞金および隙院見舞金を支払います。補償金等の額は、隙院見舞金として隙院日数により1万円～5万円、隙院見舞金として隙院日数により2万円～20万円、死亡補償金として1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により帳簿品損害補償金を支払います。

13. 旅行保証

- (1) 当社は、次次表欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた場合は下記によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の施設・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)は、死亡補償金を支払いません。
- a. 旅行日程に支障をきたす天候災害を含む天災地変
- b. 戦争、政局、景気の変動
- c. 空港、駅、港・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止
- d. 運送・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- e. 行客登録の変更または身体の安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払すべき変更補償金の場合は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 =お支払い対象旅行代金 ×1件につき下の率
① 契約書面に記載した旅行開始日の翌日または旅行終了日の変更	1.5% 3.0%
② 契約書面に記載した航空施設(ストラップを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0% 2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の種類又は設備の価値の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回る場合に限ります。)	1.0% 2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社内の変更	1.0% 2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内における運送機関の空港又は旅行終了地たる空港の異なるへの変更	1.0% 2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける航空便の種類又は経由便への変更	1.0% 2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0% 2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0% 2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカード内に記載があった事項の変更	2.5% 5.0%

注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 離島に交付された場合は、(契約書面)とあるの「離島書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面に記載の内容と離島書面の記載内容との間に何れか離島書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号及び第4号による変更に係る運送機関の利用を停止する場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号による運送機関の会社名の変更については、会社又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

14. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄に記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報をについて、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内での当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

(3) 当社は、旅行者でのお客様のお買い物等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申出ください。

(4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。

なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

【衛生に関する情報のご案内】

旅航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。